

「(次期) 子ども・子育て支援事業計画」の策定について

～令和7年度以降の計画～

(1) 子育て支援等に関する計画策定の実績

○平成17年度～平成21年度

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「千葉市次世代育成支援行動計画・前期計画」を策定

○平成22年度～平成26年度

前期計画の進捗状況や市民へのアンケート結果等を踏まえ、「千葉市次世代育成支援行動計画・後期計画」を策定

○平成24年8月

「子ども・子育て支援法」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付け（次世代育成支援行動計画の策定が任意）

○平成27年度～平成31年度

「千葉市こどもプラン」を策定

※第1章 子ども・子育て支援が、「子ども・子育て支援事業計画」部分

○令和2年度～令和6年度

(現行)「千葉市こどもプラン(第2期)」を策定

※第1章 子ども・子育て支援が、「子ども・子育て支援事業計画」部分

令和7年度以降も子育てしやすい保育環境の充実や増加する保育需要に対応し、子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るため、子ども・子育て支援法第61条に基づき、必要な事項を定める **「(次期) 子ども・子育て支援事業計画」を(次期)千葉市こどもプランの一部として、来年度に策定します。**

(2) 次期計画の概要(案)

○計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)

○目指すべき姿(現計画と同じ)

- 保護者の就労等の家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること。
- すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができること。
- 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができること。

(裏面有り)

○主な取り組み（現行）

- ア 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）
- イ 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）
 - ・放課後児童クラブ（子どもルーム）
 - ・延長保育事業
 - ・一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育
 - ・一時預かり事業（幼稚園型以外）
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・病児保育事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ）
 - ・利用者支援事業（母子健康包括支援センター）
 - ・子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業・ショートステイ）
 - ・子育て短期支援事業（夜間養護等事業・トワイライトステイ）
 - ・妊婦健康診査
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業
 - ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ウ 認定こども園の普及促進
- エ 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）
- オ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- カ 教育・保育等の「質」の確保・向上
- キ 特別な支援が必要な子どもへの教育・保育等の提供
- ク 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(3) 今後のスケジュール（予定）

時期	内容
令和6年9月～10月頃 (2回程度)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」の検討
令和6年11月～12月 (1回)	(次期) 子ども・子育て支援事業計画(素案)の作成
令和7年1月頃	パブリックコメント手続の実施
令和7年3月頃(1回)	(次期) 子ども・子育て支援事業計画策定